

2022年5月13日

各 位

会 社 名 北越コーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 岸本 哲夫
(コード番号：3865 東証プライム)
問合せ先 広報室長 外川 義治
電 話 03-3245-4500

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第184回定時株主総会に、定款一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 事業目的に係る変更

現行定款第3条(目的)につきまして、当社グループの事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、事業目的の一部を削除するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 改定案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 改定案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

(1) 事業目的に係る変更

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日
定款変更の効力発生日	2022年6月29日

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月29日
定款変更の効力発生日	2022年9月1日

以 上

別紙 定款変更の内容

(1) 事業目的に係る変更

現 行 定 款	改 定 案
<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(7) (条文記載省略)</p> <p>(8) <u>レジャー施設、宿泊施設、自動車教習所、給油所、料理飲食店および一般日用雑貨店の経営</u></p> <p>(9)～(10) (条文記載省略)</p> <p>(11) <u>コンピューター周辺機器の販売</u></p> <p>(12) (条文記載省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 一般日用雑貨店の経営</p> <p>(9)～(10) (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(11) (現行どおり)</p>

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

現 行 定 款	改 定 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>附則</p> <p>1. 変更前定款第15条(株主総会参考書類等</p>

<p>(新設)</p>	<p><u>のインターネット開示)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
-------------	---